

## 税制改正のお知らせ

(平成26年4月1日以後適用)

平成26年1月20日  
森田税務会計事務所

### 印紙税の非課税範囲拡大

(平成26年4月1日以後作成されるものに適用されます)

現在の印紙税法では、領収証等については、「記載された受取金額が**3万円未満**のものについては非課税」とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、「記載された受取金額が**5万円未満**のものについては非課税」となり、非課税の範囲が拡大されました。

改正後の領収証等作成の際には、お気を付けて下さい。

### ゴルフ会員権等の損益通算廃止

(平成26年4月1日以後に行う譲渡から適用されます)

現在の所得税法では、個人で所有する**ゴルフ会員権やリゾート会員権等**を、譲渡した際に生じる譲渡損失については、総合課税の対象となり、事業所得や給与所得など他の所得との損益通算ができます。

しかし、平成26年度税制改正により、**平成26年4月1日以後に行う譲渡**から分離課税に移行し、事業所得や給与所得等と**損益通算ができなくなります**。

損益通算をお考えの方は、平成26年3月31日までに、売却する必要があります。

損益通算できない場合もありますので、詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。